

■ 専門委員関与例

ここでは、実際に専門委員に関与していただく場合の手続等の流れについて、代表的な専門訴訟類型である建築関係訴訟、医事関係訴訟及び知的財産権関係訴訟を例に、具体的に紹介します。

なお、ここで紹介するのは、あくまでも1つの例にすぎず、実際の関与の仕方は、事案の内容・性質や、当事者の意向等に応じて様々ですので、実際に関与することになった場合には、関与を求められた裁判所の指示に従ってください。

1 建築関係訴訟の例

(事案の概要)

原告が、注文して建てた鉄骨造4階建住宅が不同沈下により東に傾斜したとして、工事を施工した建築業者に対し、瑕疵担保責任又は不法行為に基づき、建替え費用相当の損害賠償を求めた。

1 専門委員の関与の提案

裁判所は、当事者の主張を整理し、争点を明確にするためには、建物の不同沈下が一般的にはどのような原因で生じるのか、その補修方法としては建替え以外にどのようなものがあるかについて、専門的知見に基づく説明を聞くことが有用であると考えた。そこで、第3回弁論準備手続期日において、当事者双方に対し、建築の専門家に専門委員として審理に関与してもらい、これらの点について

・専門委員に手続に関与していくた
だくときは、当事者の意見を聴く
必要があります(29ページ参照)。

<p>説明を受けたらどうかと提案した。当事者双方からは、特に異議は出されなかつた。</p> <p>2 専門委員の指定</p> <p>第3回弁論準備手続期日の終了後、裁判所は、専門分野や勤務可能日時などを考慮した上で、A専門委員に手続関与を打診することを決めた。</p> <p>裁判所は、A専門委員に電話をかけ、専門委員として事件に関与していただきたい旨の依頼をした。その際、裁判所は、事案の概要、当事者名、どのような事項について説明を求めるのかなど関与の方針を説明した上、事案がA専門委員の専門分野と適合しているか、当事者双方との利害関係がないかを確認した。また、場合によっては、複数回、期日に関与していただく可能性があることを伝えた。そして、A専門委員から受任について快諾を得た。</p> <p>裁判所は、当事者双方に対し、A専門委員の氏名と所属を連絡して意見を聴取したが、当事者双方から特段の異議は出なかった。そこで、裁判所は、A専門委員を本件に関与させる旨の決定をした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの事件につき、複数の専門委員を指定することも可能です（民訴法92条の5第1項）。 <p>・専門委員を指定するに当たっては、当事者の意見を聞く必要があります（民訴法92条の5第2項）。</p> <p>・事件に関与する専門委員の中立性・公平性を担保するため、当事者から専門委員の経歴等について質問されたときは、裁判所は、当該専門委員の了承を得た上で、裁判所があらかじめ専門委員から</p>
---	---

<p>3 期日までの事前準備</p> <p>裁判所は、A専門委員に送付する資料の範囲及び説明を求める事項について、当事者双方と協議した。その結果を踏まえ、A専門委員に対し、事案概要書、主要な書証のコピー及び専門委員に説明を求める事項等を記載した文書を送付した。また、A専門委員に立ち会ってもらう次回期日の日時を伝え、裁判所から進行について簡単な説明を行うので、期日の時間より早めに来庁していただきたい旨お願いした。</p> <p>A専門委員は、これらを精査し、本件についての理解を深めた。</p> <p>4 専門委員の期日への関与</p> <p>(1) 第4回弁論準備手続期日</p> <p>A専門委員は、第4回弁論準備手続期日当日、期日の時間より早めに裁判所を訪れた。A専門委員は、本件が初めての事件関与であったため、裁判官は、「専門委員の手引」を示しながら、民事訴訟制度や専門委員制度について簡単な説明をした。また、本件事案の経過、今後の進行予定等を説明した。</p>	<p>伺っていた情報の一部を提供をすることもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門委員には、できるだけ事案の内容を正確に把握し、裁判所及び当事者が専門委員に求める事項を十分理解してもらう必要があります。このため、当事者及び裁判所において、環状一覧表、時系列表や事案概要書等を作成して専門委員に送付するなどの工夫をすることもあります。 <p>・期日において専門委員から適切な説明を受けるために、期日開始前に、裁判所から専門委員に対し、専門委員としての役割、心構え、事案の経過や専門委員に関与していただくことになった経緯、当該期日の進行予定などをお伝えすることができます。もっとも、中立・公平性の確保のため、事件に関する専門委員の説明は書面又</p>
---	---

	<p>は期日で行っていただき、打合せ等の場で裁判所だけが口頭での説明を受けることはありません。</p> <p>・争点及び証拠の整理手続においては、弁論主義の要請があることから、たとえ証拠等から認めるができる場合であっても、当事者が主張していない事実をことさらに説明の中で取り上げたり、当事者の事件の捉え方の当否を指摘したりすることについては慎重な対応が必要です。そのような問題がある場合には、事前に裁判官に申し出ていただき、その指示に従ってください。</p> <p>・裁判所は、当事者に対し、専門委員がした説明について意見を述べる機会を与えなければなりません（民訴規則34条の5）。</p>
<p>第4回弁論準備手続期日は、まず裁判官が大まかな争点を確認した上で、裁判官が司会をしながら、A専門委員が、「専門委員に説明を求める事項」の項目に従って、順次説明を行うという形で進行した。時折、裁判官や当事者から質問があり、A専門委員は、適宜、これに回答をした。</p> <p>A専門委員からは、一般的にどのような場合に地盤沈下が起きるのかについて説明がされ、また、原告建物のようなベタ基礎の場合、均等に沈下すれば建物が傾くことはなく、不均等な沈下は、不均等な地盤性状によって生じるなどの説明がされた。</p> <p>そして、不同沈下の状況を把握し、補修の方法を検討するためには、原告建物の状態を確認する必要があること、また、地盤性状について検討するためには、周辺建物が傾斜しているかなど原告建物の周囲の状況を確認することも有益であることなどが説明された。</p> <p>裁判所は、原告建物の状況等を見分するために、次回期日に現地見分を行うことを決めた。</p>	

<p>(2) 進行協議期日</p> <p>裁判所、A専門委員、当事者双方が現場に赴き、見分を行った。現場においては、原告建物の傾斜について測定されたほか、同建物及び原告建物の南側の建物が、いずれも東側に傾斜している一方、原告建物の東隣の建物は西側に傾斜していることなどが確認され、A専門委員から、原告建物の東側が不均等な地盤性状になっている可能性があること等が説明された。</p> <p>裁判所は、A専門委員に、上記見分の結果をまとめた「説明書」を作成してもらうこととした。</p> <p>裁判所は、その際、A専門委員に対し、不同沈下を起こした建物の一般的な補修方法についても簡単に記載していただくよう依頼した。</p> <p>(3) 第5回弁論準備手続期日</p> <p>A専門委員は、見分の結果について、「説明書」を提出した上、記載内容について説明をした。</p> <p>裁判所は、当事者双方の同意を得た上</p>	<p>・裁判所は、進行協議期日において専門委員に口頭で説明を求めることがあります（民訴規則34条の2）。また、裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外においても進行協議期日における手続をすることができます（民訴規則97条）。</p> <p>・書面によって専門委員に説明していただくことが相当な場合には、裁判所の求めにより、書面を提出して説明していただくことがあります（民訴法92条の2）。</p> <p>・専門委員が期日外において説明を記載した書面を提出したときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、その写しを送付しなければなりません（民訴規則34条の3第2項）。</p> <p>・専門委員が口頭で行った説明の</p>
---	--

<p>で、これを調書に添付することとした。</p> <p>A専門委員の関与は、本期日で終了となつた。</p> <p>5 専門委員関与後の経過</p> <p>A専門委員の説明内容を踏まえて、原告建物付近の地形について被告が古い公図等を調査したところ、裁判所及び当事者双方間において、不同沈下の原因は、かつて原告建物の東側に悪水路があり、当該部分が不均等な地盤性状になつていることによるとの認識が共有されるに至り、期日を重ねた結果、裁判所の提示した和解案で和解が成立した。</p>	<p>内容や、専門委員が提出した説明書については、専門委員の説明内容を期日調書に記載したり、説明書を調書の別紙として添付することがあります（34ページ参照）。</p>
---	---

<h2>2 医事関係訴訟の例</h2> <p>(事案の概要)</p> <p>原告は、医療機関に対し、遅くとも〇〇時までに帝王切開を決定すべきであったにもかかわらず、これを怠った過失があったために、新生児が低酸素脳症となって死亡したと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた。</p> <p>1 専門委員の指定の打診</p> <p>当事者双方の主張と書証が一通りそろった段階で、分娩監視装置によって記録された胎児心拍数及び陣痛曲線の読み方について説明を求めるために、専門委員に関与を依頼することが考えられた。</p> <p>そこで、甲裁判所は、第3回弁論準備手続期日において、当事者双方に対し、産婦人科の専門家（医師）に専門委員として審理に関与してもらい、説明を受けてはどうかと提案した。当事者双方からは、特に異議は出されなかった。</p> <p>その際、原告から、原告の担当医師だったBは〇〇大学出身であるため、同大学出身者又は関係者の専門委員は避けたらしい旨の申出があった。</p> <p>2 専門委員の指定</p> <p>(1) 職務代行による関与依頼</p> <p>甲裁判所は、自府が選任している専門委員に手続に関与していたときは、当事者の意見を聞く必要があります（29ページ参照）。</p> <p>・円滑な進行のためには、専門委員を選任する前に、あらかじめ当事者から利害関係や専門分野に関する要望等を事実上聴取しておく運用が考えられます。</p> <p>・事件が係属した裁判所において</p>

<p>委員の中から、本件に適していると思われる医師を探したが、自庁には産婦人科の医師が任命されていなかったため、近隣の乙裁判所所属の専門委員の中から、適任と思われるC専門委員に関与を打診することを決めた。</p> <p>そこで、当事者双方に対し、C医師に専門委員として関与してもらうことを打診し、利害関係の有無を確認してもらったところ、双方から特に異議は出されなかつた。</p> <p>乙裁判所の職員は、甲裁判所の裁判官からの依頼を受け、C専門委員に連絡を取り、甲裁判所の事件について専門委員として関与していただけないかを打診した。そして、C専門委員から関与に前向きな回答を得た。</p> <p>甲裁判所は、乙裁判所からの連絡を受けて、C専門委員に電話をかけ、甲裁判所の事件について専門委員として関与していただきたい旨の依頼をした。その際、甲裁判所は、事案の概要と、どのような事項について説明を求めるのかなど関与の方針を説明した。その上で、当事者名を伝え、専門分野が適合しているか、当事者双方との利害関係がないかを確認したところ、C専門委員から、専門分野は適合しており、当事者との利害関係もないが、自宅から甲裁判所まで相当距離が</p>	<p>て、必要な分野の専門家を専門委員として任命していなかった場合に、他の裁判所に所属する専門委員にその事件に関与していただくことがあります（職務代行、8ページ参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務代行による関与を依頼する場合は、事前に必ずその専門委員の了解を得た上で、職務代行の発令をします。
--	--

<p>あり、多忙のため甲裁判所へ出頭することは難しいとの回答を得た。</p> <p>そこで、甲裁判所は、専門委員に説明をしていただく期日は、テレビ会議システムを利用して行うこともできるため、当事者とも相談の上、甲裁判所に出頭する必要のない方法を検討すること、関与していただくのは1期日のみの予定であることを伝えた。</p> <p>そして、C専門委員から、甲裁判所に出頭しなくてもよいのであれば関与は可能である旨の内諾を得た。</p> <p>(2) テレビ会議システムによる関与の検討</p> <p>甲裁判所は、当事者双方に対し、C専門委員が遠方に住んでいることから、関与してもらう期日は、テレビ会議システムを利用して行いたい旨説明した。当事者双方からは、特段の異議は出されなかつた。</p> <p>(3) 専門委員の関与決定</p> <p>甲裁判所の担当書記官は、C専門委員を自庁の事件に関与させる手続をとり（職務代行）、甲裁判所は、C専門委員を本件に関与させる旨の指定をした。また、C専門委員には最寄りの乙裁判所に出頭してもらうこととした。</p>	<p>裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門委員をテレビ会議システム又は電話会議システムにより関与させることができます（民訴法92条の3、24ページ参照）。</p>
---	--

3 専門委員に説明を求める事項等の確定

甲裁判所は、専門委員に送付する資料及び説明を求める事項について、当事者双方と協議した。その結果、主張要約書、診療経過一覧表及び診療録等を送付することとし、専門委員に説明を求める事項等を記載した文書とともにC専門委員に送付した。

甲裁判所は、C専門委員に電話をかけ、説明を求める事項等が手元に届いたかを確認し、本件に関し、専門委員に期待する役割、説明を求める事項の趣旨等を説明した。また、専門委員制度は、専門的な知見について説明をしてもらう制度であること、期日においては、原則として、説明を求める事項についての説明のみを行ってもらう旨を確認した。

4 専門委員の事前準備

C専門委員は、甲裁判所から送付された説明を求める事項及び参考資料を精査し、質問事項に沿って説明内容を検討した。

5 専門委員による期日での説明

第4回弁論準備手続期日は、テレビ会議システムにより乙裁判所と通信しながら行った。

- ・専門委員に示す資料については、当事者の主張をまとめた主張要約書、診療経過一覧表、陳述書、医学文献等が考えられます。事案に応じて、当事者及び裁判所が資料を選別して専門委員に送付しています。

- ・テレビ会議システムを利用して関与していただく場合には、期日の前に裁判所に来ていただいて打ち合せ等を行うことができない場合が多いと考えられますので、当日の進行等については、裁判所と事前に打ち合わせておくことが考えられます。

- ・期日当日は、指定された裁判所に出向いていただき、その裁判所職員の指示に従ってください。
- ・テレビ会議システムを利用する

ことで、互いの顔を見ながら質疑応答することが可能であるほか、画面に書証等を映しながら説明を行うことも可能です。

- ・専門委員から説明を受ける場合、あらかじめ定めた質問事項に沿って裁判所から質問し、その後、当事者が補充的に質問することが多いと考えられます。

- ・当事者は、専門委員がした説明について意見を述べる機会が保障されています(民訴規則34条の5)。

まず、甲裁判所から、「説明を求める事項」に沿って質問し、それに対して、C専門委員が説明をした。その後、当事者、裁判所及び専門委員がそれぞれ質問と説明を適宜繰り返し、争点の整理を行った。

甲裁判所 「本件の○月○日○時ころから○時○分までの間に、遅発一過性徐脈や遅延一過性徐脈と評価できる時点はありますか。あるとすればどの時点ですか。」

C専門委員 「遅発一過性徐脈は、子宮収縮に伴って、胎児の心拍数が緩やかに減少し、子宮収縮が収まるに伴い元に戻る心拍数の低下で、子宮収縮の最強点に遅れてその一過性徐脈の最下点を示すものをいいます。その心拍数減少は、直前の心拍数により算出され、ほとんどの症例で、一過性徐脈の下降開始・最下点・回復が、おのおの子宮の収縮の開始・最強点・終了より遅れて出現します。本件のCTGでは・・・(以下省略)」

これらの意見交換の結果、原告は、次回期日までに改めて主張を整理することになった。

C専門委員の関与は本期日で終了となつた。	
6 専門委員関与後の経過 C専門委員の説明に基づいて、過失に関する原告の主張が整理されるなどして争点整理が行われ、証人尋問を経て、判決が言い渡された。	

3 知的財産権関係訴訟の例**(事案の概要)**

医薬に関する特許権を有する原告が、被告が製造販売している製品が原告の有する上記特許権を侵害しているとして、被告に対し、被告製品の製造販売の差止め及び廃棄並びに損害賠償金の支払を求めた。

1 専門委員の関与の提案

裁判所は、特許権の侵害の有無に関する当事者双方の主張立証が概ねそろった第3回弁論準備手続期日において、「本件については、専門委員の関与を得た上、当事者双方から〇〇の点についての技術説明を受けたい。」旨の提案をし、当事者双方の意見を聴いたところ、当事者双方からは、特に異議は出されなかつた。

- ・専門委員に手続に関与していただくときは、当事者の意見を聴く必要があります(29ページ参照)。
- ・ここでは、専門委員に「技術説明会」(当事者双方が、弁論準備手続期日において、プレゼンテーションの形式で技術説明を行うことをいいます。)の期日(後記4参照)に出席していただく方法を例として挙げています。

2 専門委員の指定

裁判所は、第3回弁論準備手続期日の終了後、事件の内容、性質、必要となる専門的知見の分野等を考慮するとともに、当事者の意見も踏まえて、専門委員候補者の人選を進めた。また、本件では、専門家の様々な説明を聴いた上でより多角的な視点から検討するため、大学教授、研究者及び弁理士の3名の候補者

- ・1つの事件につき複数の専門委員を指定することもあります(民訴法92条の5第1項)。

<p>を選定した。なお、この際、技術的な事項について専門性を有する裁判所調査官の意見も参考にした。</p> <p>裁判所は、上記各候補者に対し、期日の調整を含め、事案の概略を説明し、当事者との利害関係の有無を確かめた上で、本件への関与の可否を打診したところ、上記各候補者から専門委員として事件に関与することについて内諾を得た。</p> <p>そこで、裁判所は、当事者双方に対し、上記各候補者との利害関係の有無等を確認するなどし、上記各候補者を専門委員に指定することについての意見を聴いたところ、当事者双方から異議が出なかつたため、上記各候補者を本件に関与する専門委員に指定した。</p> <h3>3 期日までの事前準備</h3> <p>裁判所は、各専門委員に対し、技術説明会の期日（第4回弁論準備手続期日）を連絡し、期日当日は打合せのため早めに来庁していただきたい旨お願いした。また、各専門委員に、裁判所が作成した「事案概要メモ」と当事者の意見を聴いて選別した準備書面や証拠の写しを送付した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京と大阪の裁判所には、知的財産権関係訴訟で取り扱う専門技術的な事柄に対応するため、裁判所調査官が配置されています（45ページ参照）。 ・専門委員を指定するに当たっては、当事者の意見を聞く必要があります（民訴法92条の5第2項）。 ・専門委員には、できるだけ事案の内容を正確に把握していただく必要があります。この点に関し、記録の検討を効率的に行えるようにするため、裁判所が、事案の概要、争点、当事者の主張の概要、検討すべき事項、特許成立の経緯、検討すべき証拠等のうち、当該事案の基本情報として必要な範囲のものを記載した「事案概要メモ」を作成し、専門委員に送付するなどの工夫をすることもあります。
--	--

<h3>4 専門委員の期日への関与</h3> <p>技術説明会の期日（第4回弁論準備手続期日）当日、裁判所と専門委員は、事前の打合せを行い、技術説明会の進行について確認した。</p> <p>技術説明会では、まず、当事者双方が、順次、問題となっている発明や技術についてプレゼンテーションを行い、その中で被告製品が原告の特許発明の技術的範囲に属するかについてそれぞれの主張の要点を述べた。その後、専門委員が、専門的知見に基づき、その発明や技術の位置付け等について説明を行ったり、裁判官及び裁判所調査官が、補足的な質問を行ったりした。</p> <h3>5 専門委員関与後の経過</h3> <p>裁判所は、技術説明会の期日の後、被告製品は特許発明の技術的範囲に属し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・期日において専門委員から適切な説明を得て、審理を円滑に進行させるため、期日開始前に、裁判所と専門委員が、審理の進行予定や専門委員としての説明に当たっての留意事項等を打ち合わせることがあります。 ・民事訴訟手続においては、弁論主義の要請があることから、たとえ証拠等から認めができる場合であっても、当事者が主張していない事実をことさらに説明の中で取り上げたり、当事者の事件の捉え方の当否を指摘したりすることについては慎重な対応が必要です。そのような問題がある場合には、事前に裁判官に申し出いただき、その指示に従ってください。 ・裁判所は、当事者に対し、専門委員がした説明について意見を述べる機会を与えるべきではありません（民訴規則34条の5）。
---	---

付録1 専門委員会与例

その製造販売は原告の特許権を侵害するとの心証を得た。 裁判所が第5回弁論準備手続期日において上記侵害の心証を開示したところ、被告は、早期解決のために裁判所の判断を受け入れることとした。その後、期日間に当事者間で和解の調整が行われ、その結果、第6回弁論準備手続期日において、和解が成立した。	
---	--

付録2 対照条文表（民事訴訟及び非訟事件）

★対照条文表（民事訴訟及び非訟事件）

民 事 訴 訟 手 続	非 訟 事 件 手 続
民事訴訟法	非訟事件手続法
(専門委員の関与) 第92条の2 裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、専門委員の説明は、裁判長が書面により又は口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日において口頭でさせなければならない。	(専門委員) 第33条 裁判所は、的確かつ円滑な審理の実現のため、又は和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門的な知見に基づく意見を聞くために専門委員を非訟事件の手続に関与させることができる。この場合において、専門委員の意見は、裁判長が書面により又は当事者が立ち会うことができる非訟事件の手続の期日において口頭で述べさせなければならない。
2 裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人質問の期日において専門委員に説明をさせるときは、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするために必要な事項について専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問い合わせを許すことができる。	3 裁判所は、必要があると認めるときは、専門委員を非訟事件の手続の期日に立ち会わせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他非訟事件の手続の期日に出頭した者に対し直接に問い合わせを発することを許すことができる。
(33条1項)	
(音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与) 第92条の3 裁判所は、前条各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。	(専門委員) 第33条 4 裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、専門委員に第一項の意見を述べさせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他非訟事件の手続の期日に出頭した者に対し直接に問い合わせを許すことができる。

付録2 対照条文表（民事訴訟及び非訟事件）

(専門委員の関与の決定の取消し) 第92条の4 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。	(専門委員) 第33条 2 裁判所は、当事者の意見を聴いて、前項の規定による専門委員を関与させる裁判を取り消すことができる。
(専門委員の指定及び任免等) 第92条の5 専門委員の員数は、各事件について一人以上とする。 2 第九十二条の二の規定により手続に関与させる専門委員は、当事者の意見を聴いて、裁判所が各事件について指定する。 3 専門委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。 4 専門委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。 (非訟法33条5項関連)	(専門委員) 第33条 5 民事訴訟法第九十二条の五の規定は、第一項の規定により非訟事件の手続に関与させる専門委員の指定及び任免等について準用する。この場合において、同条第二項中「第九十二条の二」とあるのは、「非訟事件手続法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。
(専門委員の除斥及び忌避) 第92条の6 第二十三条から第二十五条まで(同条第二項を除く。)の規定は、専門委員について準用する。 2 専門委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その専門委員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件の手続に関与することができない。	(専門委員の除斥及び忌避) 第15条 非訟事件の手続における専門委員の除斥及び忌避については、第十一条、第十二条、第十三条第八項及び第九項並びに前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「前項において準用する前条第五項各号」とあるのは、「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。
(受命裁判官等の権限) 第92条の7 受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二各項の手続を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第九十二条の二第二項の手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受訴裁判所がする。	(専門委員) 第33条 6 受命裁判官又は受託裁判官が第一項の手続を行う場合には、同項から第四項までの規定及び前項において準用する民事訴訟法第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、証拠調べの期日における手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる裁判、その裁判の取消し及び専門委員の指定は、非訟事件が係属している裁判所がする。

付録2 対照条文表（民事訴訟及び非訟事件）

民事訴訟規則	非訟事件手続規則
(進行協議期日における専門委員の関与・法第九十二条の二) 第34条の2 法第九十二条の二（専門委員の関与）第一項の決定があった場合には、専門委員の説明は、裁判長が進行協議期日において口頭でさせることができる。	×
2 法第九十二条の三（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）の規定は、前項の規定による進行協議期日における専門委員の説明について準用する。	
(専門委員の説明に関する期日外における取扱い・法第九十二条の二) 第34条の3 裁判長が期日外において専門委員に説明を求めた場合において、その説明を求めた事項が訴訟関係を明瞭にする上で重要な事項であるときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、当該事項を通知しなければならない。	(専門委員の意見に関する取扱い・法第三十三条) 第24条 裁判長が専門委員に意見を求めた場合において、その意見を求めた事項が的確かつ円滑な審理を実現する上で重要な事項であるときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、当該事項を通知しなければならない。ただし、裁判長が当事者が立ち会うことのできる非訟事件の手続の期日において専門委員に意見を求めた場合は、この限りでない。
2 専門委員が期日外において説明を記載した書面を提出したときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、その写しを送付しなければならない。	2 専門委員が非訟事件の手続の期日外において意見を記載した書面を提出したときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、その写しを送付しなければならない。
(証拠調べ期日における裁判長の措置等・法第九十二条の二) 第34条の4 裁判長は、法第九十二条の二（専門委員の関与）第二項の規定により専門委員が手続に関与する場合において、証人尋問の期日において専門委員に説明をさせるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門委員の説明が証人の証言に影響を及ぼさないための証人の退廷その他適当な措置を探ることができる。	(専門委員が関与する証拠調べ期日における裁判長の措置等・法第三十三条) 第25条 裁判長は、法第三十三条第一項の規定により専門委員が非訟事件の手続に関与する場合において、証人の尋問を行う非訟事件の手続の期日において専門委員に意見を述べせるに当たり、必要があると認めるときは、当事者及び利害関係参加人の意見を聴いて、専門委員の意見が証人の証言に影響を及ぼさないための証人の退去その他適当な措置を探ることができる。
2 当事者は、裁判長に対し、前項の措置を採ることを求めることができる。	2 当事者は、裁判長に対し、前項の措置を採ることを求めることができる。
(当事者の意見陳述の機会の付与・法第九十二条の二) 第34条の5 裁判所は、当事者に対し、専門委員がした説明について意見を述べる機会を与えなければならない。	(専門委員の意見に関する当事者及び利害関係参加人の意見陳述の機会の付与・法第三十三条) 第26条 裁判所は、当事者及び利害関係参加人に対し、専門委員が述べた意見について意見を述べる機会を与えなければならない。

付録2 対照条文表（民事訴訟及び非訟事件）

(専門委員に対する準備の指示等・法第九十二条の二) 第34条の6 裁判長は、法第九十二条の二（専門委員の関与）又は第三十四条の二（進行協議期日における専門委員の関与）の規定により専門委員に説明をさせるに当たり、必要があると認めるときは、専門委員に対し、係争物の現況の確認その他の準備を指示することができる。	(専門委員に対する準備の指示等・法第三十三条) 第27条 裁判長は、法第三十三条第一項の規定により専門委員に意見を述べさせるに当たり、必要があると認めるときは、専門委員に対し、係争物の現況の確認その他の準備を指示することができる。
2 裁判長が前項に規定する指示をしたときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、その旨及びその内容を通知するものとする。	2 裁判長が前項に規定する指示をしたときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、その旨及びその内容を通知するものとする。
(音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第九十二条の三) 第34条の7 法第九十二条の二（専門委員の関与）第一項又は第二項の期日において、法第九十二条の三（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）に規定する方法によって専門委員に説明又は発問をさせることは、裁判所は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。	(音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第三十三条) 第28条 法第三十三条第三項の期日において、同条第四項に規定する方法によって専門委員に意見を述べさせるときは、裁判所は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。
2 専門委員に前項の説明又は発問をさせたときは、その旨及び通話先の電話番号を調査に記載しなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を記載することができる。	2 専門委員に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び通話先の電話番号を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにすることができます。
3 第一項の規定は、法第九十二条の二第三項の期日又は進行協議期日において第一項の方法によって専門委員に説明をさせる場合について準用する。	x
(専門委員の関与の決定の取消しの申立ての方式等・法第九十二条の四) 第34条の8 専門委員を手続に関与させる決定の取消しの申立ては、期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。	x
2 前項の申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。ただし、当事者双方が同時に申立てをするときは、この限りでない。	

付録2 対照条文表（民事訴訟及び非訟事件）

(専門委員の除斥、忌避及び回避・法第九十二条の六) 第34条の9 第十条から第十二条まで（除斥又は忌避の申立ての方式等、除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述及び裁判官の回避）の規定は、専門委員について準用する。	(裁判所書記官及び専門委員の除斥等・法第十四条等) 第11条 裁判所書記官及び専門委員の除斥、忌避及び回避については、前三条の規定を準用する。この場合において、簡易裁判所の裁判所書記官の回避の許可は、その裁判所書記官の所属する裁判所の裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十七条に規定する裁判官がする。
(受命裁判官等の権限・法第九十二条の七) 第34条の10 受命裁判官又は受託裁判官が法第九十二条の二（専門委員の関与）各項の手続を行なう場合には、第三十四条の二（進行協議期日における専門委員の関与）、第三十四条の四（証拠調査期日における裁判長の措置等）、第三十四条の五（当事者の意見陳述の機会の付与）、第三十四条の六（専門委員に対する準備の指示等）第一項並びに第三十四条の七（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）第一項及び第三項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。	(専門委員の関与する手続に関する受命裁判官及び受託裁判官の権限・法第三十三条) 第29条 受命裁判官又は受託裁判官が法第三十三条第一項の手続を行なう場合には、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び前条第一項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

付録3 法律用語集

法律用語集

※ 以下の用語は、主に民事訴訟に関する用語をまとめたものです。

あ行

悪意【あくい】

ある事情を知っていることです。これに対して、知らないことを善意といいます。道徳的な善悪とは意味が異なります。

異議の申立て【いぎのもうしたて】

裁判官、裁判所書記官、当事者等の行為や裁判等に対して、不服を持つ当事者がその不服を申し立てることです。

意思能力【いしのうりょく】

有効に意思表示をすることができる能力のことで、一般的には幼年者や泥酔者には意思能力がないとされます（参照：権利能力、行為能力）。

意思表示【いしひょうじ】

一定の法律上の効果が発生することを望む意思を外部に表示する行為のことで、例えば、ある物を買いたいとの意思を、口頭で売主に伝える行為です。

慰謝料【いしゃりょう】

生命・自由・名誉等が侵害された場合の、その侵害による精神的損害に対する賠償金のことです。

逸失利益【いっしつりえき】

不法行為等があったことにより取得できなくなった利益のことで、例えば、交通事故で死亡した場合、その人が生きていれば取得できた給料等があります。

因果関係【いんがかんけい】

原因とそれによって生じる結果との関係のことで、例えば、交通事故により骨折した場合であれば、その骨折と事故との間に因果関係

があることになります。

訴えの利益【うったえのりえき】

原告が請求する裁判を行う必要性や利益のことです。この利益が認められない場合、訴えが却下（参照：却下）されます。

か行

確定【かくてい】

一般に、判決等の裁判は、上訴という不服申立てにより、取消しや変更を求めることができますが、上訴のできる期間が経過するなどして、取消しや変更ができなくなることを確定といいます。

瑕疵担保責任【かしたんぽせきにん】

売買の目的物に気付くことのできないような瑕疵（欠陥）がある場合や、請負の目的物に瑕疵がある場合に、売主や請負人が買主や注文主に対して負う担保責任のことです。

過失相殺【かしつそうさい】

債務不履行や不法行為による損害賠償金の支払を求める事件において、支払を求める債権者側や被害者側にも落ち度があるとき、これを考慮して賠償額を減額することです。

管轄【かんかつ】

裁判所の間において、裁判権の行使のために割り当てられた範囲のことで、特定の裁判所からみて、裁判権を行使できる範囲を管轄権といい、特定の事件からみて、その事件を審理できる裁判所を管轄裁判所といいます。

間接事実【かんせつじじつ】

主要事実（参照：主要事実）を証明するための個々の具体的な事実のことです。

鑑定嘱託【かんていしょくたく】

裁判所が、官庁や研究機関等に対して鑑定を依頼することです。通常の鑑定は鑑定人個人に依頼するものですが、鑑定嘱託は官庁や研

究所等の機関に依頼する点が異なります。

鑑定人の発問【かんていにんのはつもん】

鑑定人が、裁判所の許可を得て、法廷で行われる証人尋問や当事者尋問の場で、鑑定を行うために必要なことを証人や当事者本人等に直接質問することです。

棄却【ききやく】

裁判所に対する申立ての主張内容に理由が認められないとして、申立てを退ける裁判のことです。

期日【きじつ】

裁判官と原告や被告などの当事者等が裁判所の法廷等に集まり、口頭弁論や証拠調べ等を行うために定められた日時のことです。なお、当事者等には裁判所から呼出しがなされます。

期日の変更、期日の延期【きじつのへんこう、えんき】

期日の前に一旦これを取り消し、別の期日を指定し直すことを期日の変更といい、期日を開いたが、その期日では事件の内容に立ち入らず、新たな期日を指定することを期日の延期といいます。

擬制自白【ぎせいじはく】

民事訴訟において、一方の当事者が相手方の主張する事実について争う旨を明確にしないため、その事実を自白したものとみなすことをいいます。

既判力【きはんりょく】

確定した判決によって決められた訴訟の結果について、当事者も裁判所も以後これを争うことができなくなるという拘束力のことです。

却下【きやっか】

裁判所に対する申立てがそれ自体不適法なために、その内容について判断しないままに、申立てを退ける裁判のことです。

記録【きろく】

「訴訟記録」ないし「事件記録」のことで、訴状や準備書面、証拠書類等の当事者が提出するもののほか、調書や判決書、証拠目録等

の裁判所が作成する書類等も含め、事件に関して作成・提出された書面で裁判所に保管されるものの一切をいいます。

均等論【きんとうろん】

特許請求の範囲に記載された特許発明の構成に非権利者の製品と異なる部分が存するため、その製品が文言上は権利者の特許の権利を侵害しないように見えても、実質的には特許請求の範囲に記載された特許発明の構成と均等なものと評価されるとして、特許権の効力を当該製品にまで及ぼす考え方のことです。

係属【けいぞく】→訴訟係属

決定【けってい】

民事訴訟において裁判所がする裁判のうち、終局的な判断である判決と異なり、手続的事項や付随的事項等について簡易な形でされる裁判をいいます。

一方、非訟事件では、終局的な判断も決定の方式で行います。

顕出【けんしゅつ】

民事訴訟において裁判所が、調査嘱託（参照：調査嘱託）等の回答書を口頭弁論で示し、当事者に意見陳述の機会を与える特殊な証拠調べの方法です。

原状回復義務【げんじょうかいふくぎむ】

ある事実が生じなかったならば、本来存在したであろう法律上又は事実上の状態（原状）に戻す義務のことです。

原本【げんぽん】

ある事項を表示するため確定的なものとして作られた文書をいい、
謄本（コピー）・抄本（文書の一部の抜き写し）等のもととなる文書、
すなわちオリジナルの文書をいいます（参照：謄本、抄本、正本、
副本）。

権利自白【けんりじはく】

法律関係についての相手方の主張のうち、自分に不利（相手方に有利）なものを認める陳述で、例えば、家屋明渡請求訴訟で、被告が

明渡し自体は争いつつ、原告がその家屋を所有すること（所有権）を認める場合、その認める陳述のことです。

権利能力【けんりのうりょく】

権利や義務の帰属主体となることができる資格をいいます（参照：意思能力、行為能力）。例えば、会社には権利能力があり、会社自体が契約の当事者や所有権者となれますですが、町内会のような団体の場合、それ自体には権利能力はなく、契約当事者や所有権者等とはなれません。

行為能力【こういのうりょく】

法律行為を単独で有効にすることができる資格をいいます（参照：意思能力、権利能力）。民法は、未成年者や成年被後見人（精神上の障害により合理的判断をする能力を欠くとして後見開始の審判を受けた者）等を行為能力がない者（制限能力者）と定め、法律行為をしても取り消すことができるとしています。

攻撃防御方法【こうげきぼうぎょほうほう】

民事訴訟において、原告が請求を理由付けるために提出する主張や証拠等を攻撃方法といい、被告が請求棄却や訴え却下の申立てを理由付けるためにする主張や証拠等を防御方法といいます。

抗告【こうこく】

民事訴訟において、判決以外の裁判である決定及び命令に対する不服申立方法のことです。これに対し、判決に対する不服申立方法は、控訴、上告等があります。

控訴【こうそ】

民事訴訟において、第一審の終局判決に対する不服申立方法のことです。

口頭鑑定【こうとうかんてい】

鑑定人による鑑定意見の陳述方式のうち、口頭でこれを述べるもの

をいいます。

口頭弁論【こうとうべんろん】

民事訴訟において、公開の法廷で、当事者が受訴裁判所（参照：受訴裁判所）に対し口頭でそれぞれの主張を述べる審理の方式のことです。

抗弁【こうべん】

被告が、原告の主張する事実を前提としつつ、その事実に基づいて法律的な効果が発生するのを妨げたり消滅させたりするために、別の事実を主張することです。

さ行**再抗弁【さいこうべん】**

原告が、被告が主張する抗弁に対して、それが認められることによる法律的な効果の発生を妨げたり消滅させたりするために、別の事実を主張することです。

催告【さいこく】

債務者に対して債務の履行を請求したり、制限能力者や無権代理人の行為を追認するかどうか確認せよと求めたりするなど、相手方に対して一定の行為を要求することです。

裁定和解【さいていわかい】

当事者双方が共同で、事件の解決のために裁判所の示す和解条項に服する旨を申し立て、それに服すことによって紛争の解決を図るもので

裁判所【さいばんしょ】

司法権を行使する国家機関です。なお、訴訟法上の意味で裁判所という場合は、個別の事件について裁判権を行使する機関を指し、これは裁判官1名又は数名で構成されます。

裁判所に顯著な事実【さいばんしょにけんちょなじじつ】

裁判官にとって明白であるため、立証の必要がないこととされる事実のことです。

債務【さいむ】

債務者が債権者に対して一定の行為をすることを内容とする義務のことです。

債務不履行【さいむふりこう】

債務者が債務本来の趣旨、目的に従った履行をしないことです。

債務名義【さいむめいぎ】

強制執行によって実現されるべき請求権の存在及び内容を公的に証明する文書のことです。確定判決や裁判上の和解調書などがあります。

査定【さいてい】

特許の出願が要件を満たしているかどうかを審査し、その許否の判断として行われる処分であって、特許をすべき旨の特許査定と出願を拒絶する拒絶査定があります。

参加人【さんかにん】

係属する他人（原告、被告等）間の裁判に参加した第三者のことです（参照：訴訟参加）。

事件番号【じけんばんごう】

事件を特定するために付けられる番号で、申立てがあった年、事件の種類を表す符号（民事事件はカタカナ、刑事事件はひらがな）及び申立て順の通し番号で構成されています。裁判所に事件のことで照会する場合は、事件番号で事件を特定するようお願いしています。

時効【じこう】

ある事実上の状態が一定期間継続した場合に、真実の権利関係にかかわらず、継続してきた事実状態を尊重して権利の取得又は消滅を認める制度のことです（参照：取得時効、消滅時効）。

時効の中斷【じこうのちゅうだん】

一定の事実が生じた場合に、時効期間の進行を中斷させることです。

事実上の推定【じじつじょうのすいてい】

ある事実の存否が証明されることによって、他の事実の存在が推認

されるという関係のことです。

示談【じだん】

民事上の紛争を裁判によらずに当事者間で解決する契約で、当事者双方が譲歩をしている場合、その法律的性質は和解となります、裁判上の和解と区別して「示談」と呼んでいます。

私的鑑定書【してきかんていしょ】

当事者が、裁判所の手続を利用せずに、自分で専門家に鑑定を依頼して（私的鑑定）、作成された鑑定書のことです。民事訴訟上は、裁判所の手続による場合と区別され、書証の一種として扱われます。

自白【じはく】

一方の当事者が、相手方の主張する自己に不利益な事実を認める行為のことで、民事訴訟の口頭弁論又は弁論準備手続する場合の自白を裁判上の自白といい、自白した事実は証明しなくても認定されるという法的効果が認められます。

司法修習生【しほうしゅうしゅうせい】

司法試験に合格した後、裁判官、検察官又は弁護士になる前提として、一定期間の修習をする者であり、修習の一環として、法壇の横等で法廷を傍聴することができます。

釈明（求釈明）【しゃくめい（きゅうしゃくめい）】

求釈明とは、裁判所が、訴訟関係を明瞭にするために、事實上及び法律上の事項に関して当事者に問い合わせを発し、又は立証を促すことであり、釈明とは、これらの事項に関しての当事者の陳述のことです。

釈明処分としての鑑定【しゃくめいしょぶんとしてのかんてい】

釈明処分とは裁判所が訴訟関係を明瞭にするためにすることができる処分であり、釈明処分としての鑑定は、裁判所が訴訟関係を明瞭にするために鑑定を命じることです。

終局判決【しゅうきょくはんけつ】

第一審、控訴審等それぞれの審級で訴訟事件の全部又は一部の審理を完結する判決であり、通常、判決といえば、この終局判決のこと

をいいます。

なお、非訟事件においては、終局的な判断についても決定で行われます。

自由心証主義【じゆうしんしょうしゅぎ】

裁判所が証拠に基づいて事実認定をするに当たり、証拠の信用性を評価する場合に、裁判官の自由な判断に委ねることです。

集中証拠調べ【しゅうちゅうしょこうちらべ】

民事訴訟において、審理の充実・促進を図るために、争いがある点について整理した後に、証人等に対する尋問（人証調べ）を集中的に何人もまとめて行うことです。

集中部（専門部）【しゅうちゅうぶ（せんもんぶ）】

医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権関係訴訟等、特定の種類の事件を集めた部署のことで、特定の種類の事件のみを扱う部は専門部、それ以外に一般の民事訴訟事件も扱う部は集中部と呼ばれます。

受継【じゅけい】

中断中の民事訴訟手続を、新しい当事者が引き継ぐことで、例えば、当事者が死亡した場合、相続人が新しい当事者となり、民事訴訟手続を受継することによって、手続が再開することになります（参照：中断）。

なお、非訟事件の手続では、当事者が死亡した場合等においてもその手続は中断されませんが、受継によって手続を進めることとなる点は同様です。

主尋問【しゅじんもん】

証人尋問等において、当該証人の尋問を請求した当事者がまず最初に行う尋問のことです（参照：反対尋問）。

受訴裁判所【じゅそさいばんしょ】

ある民事訴訟事件について実際に審理や手続が行われている裁判所のことです。

受諾和解【じゅだくわかい】

一方当事者が遠隔地に居住しているなどの理由により出頭することが困難であるときに、その当事者があらかじめ裁判所等から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他方当事者が期日に出頭しその条項案を受諾した場合に、和解を成立させるものです。

主張【しゅちょう】

民事訴訟での当事者の言い分であり、訴状、答弁書、準備書面等に書かれている内容のことで、裁判では、この主張が証拠によって理由付けられるかどうかが争われます。証拠があっても、もととなる主張がない場合は、判決で証拠の判断をすることができません。

主張責任【しゅちょうせきにん】

民事訴訟において、ある法的效果(損害賠償請求権を取得するなど)を得ようとする当事者が、その要件となる事実(主要事実)を主張しなければならないという負担のことです(あるいは主要事実が主張されないことにより法的效果が認められないという不利益のことです。)。

出願【しゅつがん】

特許等を受けようとする者が、願書を特許庁長官に提出することです。

出頭裁判所【しゅうとうさいばんしょ】

遠隔地に居住している証人等をテレビ会議システムを利用して尋問する場合、証人等が出頭する最寄りの裁判所のことです。

取得時効【しゅとくじこう】

権利者らしい状態が一定の期間継続することによって所有権等の権利を取得するという効果が与えられることです(参照:時効、消滅時効)。

主任書記官【しゅにんしょきかん】

事件記録を作成、保管したり、事件の進行管理を担当する裁判所書記官の事務処理を指導監督する職員のことです。

受命裁判官【じゅめいさいばんかん】

裁判長により指名されて、和解の試み、弁論準備手続、書面による準備手続、証人尋問等の特定の手続を、合議体に代わって行う合議体の一員である裁判官のことです。

主要事実【しゅようじじつ】

損害賠償請求権の発生等の一定の法律上の効果を認めるために、直接必要な事実のことです。また、その法律上の効果を消滅させるために、直接必要な事実もこれにあたります。

準備書面【じゅんびしょめん】

民事訴訟において、当事者が口頭弁論で陳述しようとする事項を記載した書面のことで、この書面は、口頭弁論の前にあらかじめ裁判所に提出され、かつ、相手方当事者に直送されます。

証拠【しょうこ】

事実の存否について、裁判官が判断するための根拠となる資料のことです。

上告【じょうこく】

控訴審でされた終局判決に対し、法律審(法律面に限って審理を行う審級)である上級裁判所に不服を申し立てることです。

上告受理申立て【じょうこくじゅりもうしたて】

判決に法令の解釈に関する重要な事項に関する誤りがあると認められる場合等に、最高裁判所が、決定をして上告を受け付ける制度による申立てのことです。

証拠能力【しょうこのうりょく】

証拠として用いることができる資格のことです。

証拠方法【しょうこほうほう】

証人や文書のような、証拠調べの対象になる人又は有形物のことです。鑑定書も法廷において提出されると、この証拠方法になります。

証拠保全【しょうこほぜん】

訴訟が提起された後に行われる証拠調べを待っていては、証拠調べ

が不可能又は困難になるおそれがある場合に行う証拠調べの手続のことです。

上訴【じょうそ】

裁判が確定（参照：確定）しない間に、上級裁判所へ、その裁判に対する不服を申し立てることです。

抄本【しょうほん】

原本の一部を抜き写したものです（参照：正本、謄本、副本）。

証明責任【しょうめいせきにん】

ある事実が存在するかどうか分からぬ場合には、その事実は証拠上認定できないことになり、一方当事者が不利益を負うことになります。このような形でどちらかの当事者が不利益を負うことを証明責任といいます。

消滅時効【じょうめつじこう】

一定期間権利を使用しないことによって権利が消滅することです（参照：時効、取得時効）。

嘱託【しょくたく】

他の裁判所や官庁等に、文書送付、調査、証人の尋問等を依頼することです。

所在尋問【しょざいじんもん】

証人が病気等のため、裁判所に出頭することが困難な場合などに、訴訟の審理をしている裁判所以外の場所で証人尋問を行うことです。

書証【しょしょう】

当事者が証拠として提出した文書それ自体をいいます。民事訴訟では、原告提出分を甲号証、被告提出分を乙号証として整理されます。

書証の認否【しょしょうのにんび】

証拠として提出された文書に関し、提出者が主張する特定人の意思に基づいて作成されたものであるか否か（文書が真正に成立したか否か）の相手方の意見のことです。書証の内容ではなく、成立についてのみの意見であることに特徴があります。

除斥期間【じょせききかん】

権利関係を一定の期間に確定することを目的として、法律の定めがある場合に、一定の期間内に権利行使しなければ、その権利が当然に消滅することとされている期間のことです。

書面尋問【しょめんじんもん】

証人尋問を行う場合、裁判所が相当と認め、当事者に異議がないときに、法廷で口頭で行うのではなく、書面を提出させる形で尋問することです。

書面宣誓【しょめんせんせい】

鑑定人の宣誓について、手続の実質的合理化のため、鑑定人に裁判所への出頭を求めず、郵便等で宣誓書を提出してもらう形式の宣誓のことです。

新規性【しんきせい】

発明の技術等の内容が、特許出願前に一般に知られていたり、公に実施されたものであったり、刊行物に記載されたものではないことをいいます。

信義誠実の原則【しんぎせいじつのげんそく】

権利の行使及び義務の履行について社会生活上要求される規範で、社会生活上一般的に相手が持つであろう正当な期待に沿うように行動すべきであるという原則のことです。

審決【しんけつ】

特許庁の審判の審理の結果として、審判官（参照：審判官）が下した判断です。

審査官【しんさかん】

特許等の出願が要件を満たしているかどうかを審査する特許庁の職員のことです（参照：審判官）。

心証【しんしょう】

訴訟上認定すべき事実に関して、裁判官が証拠調べを通じて持つに至った内心的判断のことです。

審尋【しんじん】

裁判の手続上、口頭弁論を開かないときに、当事者その他の関係人に、個別的に書面又は口頭で陳述の機会を与え、その陳述を聞くことです。民事執行手続や民事保全手続で当事者等から事情を聞く場合によく使われます。

審判官【しんばんかん】

審査官が行った査定に対する不服申立てである審判を担当する特許庁の職員のことです（参照：審決、審査官）。

尋問【じんもん】

裁判所又は当事者が、証拠調べの手続の中で、証人又は当事者に対して口頭で質問を発して、返答を求め、供述を得る手続のことです。

審理【しんり】

裁判所が裁判手続において、結論を出すために、当事者の主張を聞き、証拠調べをしながらして事実関係を調べて、これを明らかにすることです。

審理計画【しんりけいかく】

訴訟手続において、当事者の主張や証拠調べの申出を整理して、どのような手順でどのくらいの時間をかけて審理を進め、終局に至らせるかを計画したものです。

請求の原因【せいきゅうのげんいん】

原告が裁判で請求していることを特定し、その請求を裏付けるのに必要な事実又はそのような事実として訴状に記載されたもののことです。

請求の趣旨【せいきゅうのしゅし】

原告が裁判でどのような判決を求めるかを訴状に簡潔に記載した訴えの結論にあたる部分のことです。

請求の認諾【せいきゅうのにんだく】

民事訴訟の口頭弁論等の期日において、被告が原告の請求を認める陳述をすることで、これにより裁判所は判決をせず、請求は認めら

れたものとして訴訟は終了することになります。

請求の放棄【せいきゅうのほうき】

民事訴訟の口頭弁論等の期日において、原告が裁判で自ら求めた請求を求める旨の陳述をすることで、これにより裁判所は判決をせず、請求は放棄されたものとして訴訟は終了することになります。

製造物責任【せいぞうぶつせきにん】

製造又は加工された物の欠陥が原因で人の生命、身体、財産に被害が生じた場合に、その物を製造した業者等が損害賠償の責任を負うことをいいます。

正本【せいほん】

原本の内容を完全に写した謄本の一形式で、特に、外部において原本と同一の効力をを持つように作成された書面のことです。判決正本、和解調書正本等があり、これらは、権限のある者（裁判所書記官）が原本に基づいて、その旨の認証をして作成します（参照：抄本、副本）。

質問権【せきもんけん】

裁判所あるいは相手方の訴訟上の行為が法規上定められた訴訟手続に違反したことに対して異議を述べ、その効力を争う当事者の権利の内容のことです。この権利を使う機会があったのに使わず、違反した訴訟手続が確定して、正当化されることを質問権の喪失といいます。

説明義務違反【せつめいぎむいはん】

説明する義務（例えば医療行為の場合のインフォームド・コンセント等）があるにも関わらず説明しないことで、損害賠償責任を問わされることです。

善意【ぜんい】

民法などで、法律に定める問題となる事情を知らないことを善意といいます（参照：悪意）。

善管注意義務【せんかんちゅういぎむ】

行為者の職業、その属する社会的・経済的地位に応じて有する知識経験等に照らして、通常期待されている程度の抽象的・一般的な注意義務のことです。

宣誓【せんせい】

訴訟手続において、供述や鑑定の真実性を保障する目的で、供述等をする者に対し、供述をさせる前に法廷で良心に従って真実を述べることを宣誓書を朗読することにより誓わせることです。これに反した場合には、刑罰の制裁を科されることがあります（参照：書面宣誓）。

宣誓書【せんせいしょ】

法廷で宣誓した内容を記載し、宣誓した者が署名押印した文書のことです。

専門家調停委員【せんもんかちょうていいいん】

専門的な分野の知識を有している調停委員のこと、例えば医師、建築士、公認会計士、税理士等の専門の資格を有する調停委員の総称です。

専門訴訟【せんもんそしょう】

法律以外の専門科学的な分野が紛争の中心となる訴訟のこと、医療や建築に関する訴訟のほか、知的財産やコンピュータ等の先端知識、技術が問題となる訴訟もこれに含まれます。

相殺【そうさい】

二人が互いに同種の債務を負担している場合で、双方の債務が弁済期にあるときに、一方の者が相手方に意思表示をすることによって同じ額の範囲でそれぞれが債務を免れるようになる制度です。

相当因果関係【そうとういんがかんけい】

法律上、損害賠償の範囲を決める考え方の一つで、ある行為と損害との間に、その行為があった場合に、その結果として損害が発生するのが通常と考えられるとき、又は損害の発生を予見することがで

きたと考えられるときに、相当因果関係があるといいます（参照：因果関係）。

送付嘱託【そうふしょくたく】

裁判所が事案の解明のために必要と認めるときに、当事者以外の外部機関に対して、その所持する書類を裁判所に送付するように依頼する訴訟行為のことです。

即時抗告【そくじこうこく】

判決以外の裁判に対する不服申立（抗告）方法の一類型で、法律が特に明文で一定の期間内に提起しなければならないと規定している場合に限り許される抗告のことです。

訴訟係属【そしょうけいぞく】

特定の訴訟事件が裁判所で訴訟中の状態にあることで、単に「係属」ともいいます。

訴訟行為【そしょうこうい】

訴訟法上の効果が生じることを目的としてされる意思行為のこと、行為の主体によって、裁判所がする訴訟行為と、当事者その他の関係人の訴訟行為とに分かれます。

訴訟参加【そしょうさんか】

訴訟係属中の民事訴訟に、その訴訟によって権利又は法律上の利益に影響を受ける第三者が参加することです。

訴訟指揮【そしょうしき】

訴訟手続の進行について権限を有する裁判所（裁判長）が、訴訟の追行が法規に適合し、かつ、適正な審理が迅速に行われるよう配慮をふるうことです。

訴訟代理人【そしょうだいりにん】

民事訴訟法上、当事者本人のための訴訟追行をするために与えられる代理権を有し、これに基づいて本人のために訴訟追行をする者です。法令上の訴訟代理人（支配人等）と、本人からの個別の委任に基づく訴訟代理人とがあります（参照：代理人、法定代理人）。

なお、非訟事件においては、これらの者を手続代理人と表現します。

訴訟能力【そしょうのうりょく】

自ら有効に訴訟行為をし、又は相手方や裁判所の訴訟行為に応じるために必要な能力のことです。

疎明【そめい】

訴訟手続上、当事者の主張する事実について、裁判官が一応確からしいという程度の心証を抱いた状態又は裁判官にその程度の心証を得させるために当事者がする行為のことです。

損害賠償請求事件【そんがいぱいしうせいけいじけん】

債務不履行や不法行為などによって損害を受けた者が、損害を与えた者に対して、その賠償を求める事件のことです（参照：債務不履行、不法行為）。

た行

第一審【だいいしん】

訴訟における最初の審級のことで、民事通常訴訟の場合、訴額が140万円までの事件は簡易裁判所が、140万円を超える事件は地方裁判所が、それぞれ第一審を管轄する裁判所となります。

第三者【だいさんしゃ】

ある法律関係に直接関与する者を当事者（民事訴訟においては原告あるいは被告をいう。）といい、それ以外の者を第三者といいます。

対質尋問【たいしつじんもん】

証人の証言相互、証人の証言と当事者の陳述、当事者の陳述相互が食い違う場合に、これらの者を対面させて同時に尋ねる尋問方法のこと、裁判長の裁量によって行われます。

対席判決【たいせきはんけつ】

民事訴訟において、当事者双方の弁論に基づいてされる判決のことです。これに対し、被告が口頭弁論期日に出頭しないなどにより、当事者の方の弁論だけに基づいてされる判決を「欠席判決」とい

います。

代理人【だいりにん】

代理することができる地位にある人、すなわち、他人に代わって意思表示をし、また意思表示を受ける権限を有する人のことです。代理の効果は、代理人ではなく、本人に帰属します。訴訟（手続）代理人弁護士のことを代理人と呼ぶこともあります（参照：訴訟代理人、法定代理人）。

知的財産【ちてきざいさん】

研究開発等、知的な創造活動で生まれたものの総称で、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物、商標、商号、営業秘密等が代表例です。

中断【ちゅうだん】

民事訴訟の係属中に、一方の当事者に訴訟追行を不可能又は困難にする一定の事由（中断事由）が発生した場合に、新しい当事者が訴訟に関与できるようになるまでの間、手続の進行が停止した状態のことです。

調査嘱託【ちょうさしょくたく】

証拠調べ手続の一つで、裁判所が官庁・公署・学校・商工会議所・取引所その他の団体に対して必要な調査をして報告することを求めることです。嘱託先の手元の資料で容易に回答できる場合に利用されます。

調書【ちょうしょ】

民事訴訟等においては、訴訟手続等の経過・内容を記録し、公証するため裁判所書記官により作成される公文書のことをいい、口頭弁論調書、和解調書等があります。

陳述【ちんじゅつ】

意見や考えを口頭で述べることです。特に訴訟手続では、訴訟当事者が自己の申立てを理由付けたり、相手方の申立てを排斥するために、事実あるいは法律効果についての認識を裁判所に申し述べる訴訟行為を指します。

陳述書【ちんじゅつしょ】

当事者やその他の関係人の陳述を記載した書面で、書証として取り扱われます。なお、非訟事件においては、書証としてではなく、事実の調査によって取り調べることも多くあります。実務的には、計算関係、相続関係、専門的技術的事項等の理解を助けるほか、争点等の整理手続や集中証拠調べを実施する際に有用であると理解されています。

通常抗告【つうじょうこうこく】

判決に対する不服申立方法は控訴や上告ですが、決定や命令に対する不服申立方法が抗告です。民事訴訟においては、不服申立ての期間が定められている即時抗告と、期間の制限がなく、原裁判を取り消す利益がある限りいつでも提起できる通常抗告があります。

通知【つうち】

意思又はある事実を他人に知らせることです。意思の通知（時効中断のための催告等）、観念の通知（債権譲渡の通知等）等があります。

提示【ていじ】

裁判所が、文書送付嘱託等により裁判所に送付された文書を口頭弁論期日等において示すことです。また、当該裁判所に保管中の別の訴訟記録を書証申出することを「記録提示の申出」といい、その手続を「記録の提示」といいます。

適時提出主義【てきじていしゅつしゅぎ】

民事訴訟において攻撃防御方法（参照：攻撃防御方法）を訴訟の進行に応じた適切な時期に提出しなければならないとする原則のことです。

当事業者【とうぎょうしゃ】

当該発明の属する技術分野の通常の知識を持っている者のことです。

当事者【とうじしゃ】

特定の法律関係又は事項についての直接の関係者ことで、民事訴訟においては原告又は被告、非訟事件においては申立人又は相手方

のことです。

当事者照会【とうじしゃしょうかい】

民事訴訟の当事者が、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当な期間を定めて、書面で回答するよう照会する制度のことです。

当事者適格【とうじしゃてきかく】

民事訴訟の当事者として訴訟を行い、本案判決を求めることができる資格のことです。

謄写【とうしゃ】

訴訟記録を書き写すこと、写し取ることをいいます。

謄本【とうほん】

原本の内容を同一文字・符号により全部写したもので、原本の内容を証明するために作られる書面のことです（参照：正本、抄本、副本）。

独立当事者参加【どくりつとうじしゃさんか】

係属中の民事訴訟に、第三者がその訴訟の双方又は一方の当事者に対し、原告の請求と関連する請求を申し出て、同時に統一的な裁判を求める訴訟の形態のことです。

特許発明の技術的範囲【とっきょはつめいのぎじゅつてきはんい】

当該特許権の効力の及ぶ物的範囲のことです。その範囲については、出願の際の願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならないとされています。この特許請求の範囲のことを「クレーム」と呼ぶこともあります。

な行**認証【にんしょう】**

一定の行為又は文書の成立、記載が正当な手続によって行われたことを公の機関が確認、証明することです。裁判所では、裁判所書記官が正本や謄本を作成するときに認証を行います。

人証【にんしょう（じんしょう）】

証拠調べにおいて、取調べの対象が人である場合をいい、人証には証人、当事者等があります。

認容【にんよう】

原告（申立人）の主張を認めることです。

は行

破棄【はき】

上訴裁判所が原判決を取り消すことをいいます。

判決【はんけつ】

民事訴訟の事件に対する裁判所の最終判断のことです。原則として口頭弁論を行った上で、法定の方式により作成した判決原本に基づき、判決の言渡しをすることにより判決が成立します。

判決の言渡し【はんけつのいいわたし】

判決を当事者に告知する方法のことです。判決は言渡しにより成立・発効するものであり、言渡しは公開の法廷で、裁判長が判決の主文を朗読して行います。

反訴【はんそ】

民事訴訟の係属中に、被告が原告を相手方として係属中の本訴（参照：本訴）と併合して審理をすることを求めて提起する訴えのことです。

左陪席【ひだりばいせき】

裁判官3名の合議事件において、裁判長から見て左側（傍聴席から見て右側）に座る陪席裁判官のことです。主任裁判官として、判決の第一次起案をすることが多いです。

副本【ふくほん】

原本と記載内容、記名・押印が同一の書面のことで、当事者その他利害関係人への送付のために用いられます。押された印鑑の印影までが原本と同一である点で、単なる写しとは異なり、また、公証機

関による認証がない点で正本や謄本とは異なります（参照：原本、抄本、正本、謄本）。

不知【ふち】

相手方が申し出た書証が真正に成立したこと（書面の作成名義人によって書面が作成されたこと）や相手方の主張した事実について、その真偽を知らないと陳述することです。

付調停【ふちょうてい】

受訴裁判所（参照：受訴裁判所）又は非訟事件（調停以外）が係属する裁判所が、当該事件を調停に付し、一旦調停に移行させることです。

不法行為【ふほうこうい】

ある行為によって他人に生じた損害を賠償する責任が生じる場合に、その行為を不法行為といいます。

文書提出義務【ぶんしょていしうづぎむ】

文書提出命令の前提として民訴法と非訟法が認めている義務のことです。

文書提出命令【ぶんしょていしうづめいれい】

文書を証拠として使用するために、文書の所持者にその提出を命じる裁判所の決定のことです。

弁論終結【べんろんしゅううけつ】

訴訟の審理を終了することで、裁判所がその事件について判決をすることができると判断したときに、口頭弁論期日でこの宣言をします。裁判所は、この時点までの当事者の主張及び証拠を資料として終局判決をすることになります。

弁論の分離【べんろんのぶんり】

一つの訴訟事件に、例えば、貸金請求と売買代金請求の2個の請求が含まれるとき、当事者が複数あるとき、又は請求ごともしくは当事者ごとに別個の期日で審理することが効率的と判断されるときに弁論の分離が行われます。以後、別個の手続で審理がされることに

なります。

弁論の併合【べんろんのへいごう】

複数の訴訟事件が係属する場合、事件内容を考慮して、証拠が共通であるなどの事情があるため複数の事件を同一の期日で併せて審理することが効率的であると判断されるときなどに、弁論の併合が行われます。

法廷【ほうてい】

口頭弁論等の公開の裁判手続が行われる部屋のことです。通常、法壇、原告席、被告席、書記官席、証言台、傍聴席等からなっています。

法定代理人【ほうていだいりにん】

本人の意思に基づかず法律の規定によってその地位につく、又は選任される代理人のこと、例えば、未成年者についてはその親権者(父及び母)が、本人である未成年者の意思にかかわらず代理人になります(参照:代理人、訴訟代理人)。

保管物【ほかんぶつ】

裁判手続において、将来、原則として返還されることを前提に、訴訟関係人や第三者から裁判所に提出された物のこと、例えば、医療機関から提出されたレントゲン写真等がこれにあたります。

補佐人【ほさにん】

当事者又は訴訟代理人とともに期日に出頭して当事者等の訴訟活動を補助する者です。

補充鑑定書【ほじゅうかんていしょ】

一度、鑑定書が提出された後、同一の鑑定事項について、更なる説明が必要となった場合に、先に提出された鑑定書の内容を補充するために提出される鑑定書のことです。

補助参加【ほじょさんか】

係属中の訴訟の結果について利害関係をもつ当事者以外の第三者が、当事者の方を勝訴させるためにその訴訟に参加することで、

例えば、交通事故の被害者が加害者に対して損害賠償を求める訴訟に、加害者が加入する損害保険会社が参加すること等があります。

補正【ほせい】

訴状等の当事者提出の書面につき、記載事項に不足があったり、貼付印紙が不足していた場合に、提出後に不足を正したり、不足分の印紙を提出したりすることです。

補正命令【ほせいめいれい】

原告、被告等の当事者に対し、法的に不備な事項について是正を求める命令のことです。

本案判決【ほんあんはんけつ】

訴えの内容につき審理し、その主張する権利関係の存否について判断した判決のことです。

本訴【ほんそ】

反訴(参照:反訴)が提起された場合における、その基本となる最初の訴えのことです。

本人訴訟【ほんにんそしょう】

当事者本人が弁護士等の訴訟(手続)代理人を選任せずに自ら訴えを提起するなどし、裁判の手続を行うことです。

ま行

右陪席【みぎばいせき】

裁判官3名の合議体において、裁判長から見て右側(傍聴席から見て左側)に座る陪席裁判官のことです。

民事執行手続【みんじしきこうてつづき】

判決や和解調書等の債務名義に基づく強制執行や抵当権等の担保権に基づく競売手続の総称であり、民事執行法に基づいて、権利を有する者が最終的にその満足を得るために不動産や債権を差し押さえて換価等をするものです。

民事保全手続【みんじほぜんてつづき】

訴訟手続が終了して自己の権利の確定するのを待っていては、相手方が財産を散失するなどして、資金の回収が不可能になるおそれがあるときに、最終的な権利の満足が得られなくなることを防ぐため、民事保全法に基づいて、迅速な手続で、財産を保全することです。

明細書【めいさいしょ】

特許出願の際に願書に添付して提出される書類であって、発明の名称、図面の簡単な説明、発明の詳細な説明が記載された書類のことです。

や行

要件事実【ようけんじじつ】

実体法（民法など）に規定された、一定の法律効果が発生するため必要な具体的的事実のことです。

呼出状【よびだししょう】

当事者等に期日を告知し出頭を命ずる（呼出し）旨を記載した書面のことです。

ら行

ラウンドテーブル法廷【らうんどてーぶるほうてい】

裁判官と当事者が、だ円形のテーブルを囲んで審理を行う形の法廷のことです。民事訴訟において、通常の法廷と比較して当事者・訴訟代理人が比較的気軽に発言することができ、裁判官も聴取権を使しやすいので、争点等の整理手続が容易になり、和解にも資するものとされています。

立証【りっしょう】

訴状、答弁書その他の準備書面等に記載されている事実の存否を裏付けるために、証拠となる書面を提出したり、証人尋問等を行うことです。